

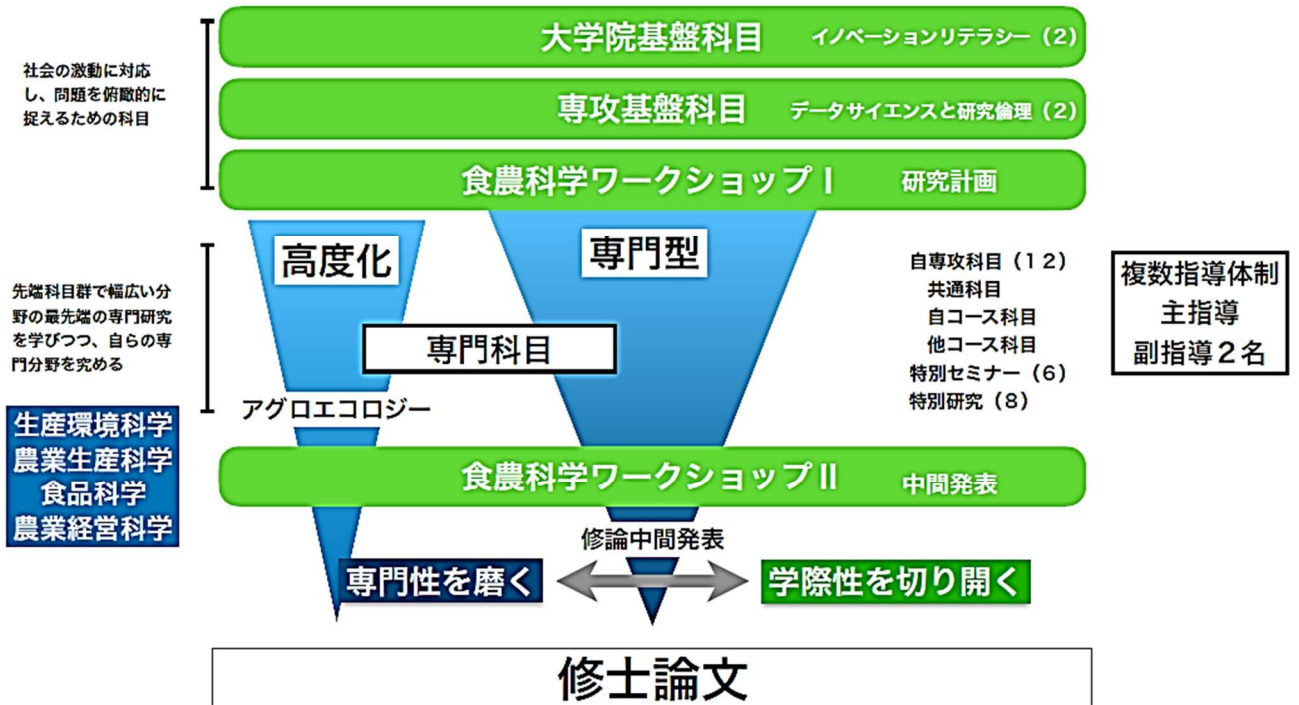
福島大学大学院食農科学研究科

設置の趣旨等を記載した書類 資料

目次

資料 1	食農科学研究科食農科学専攻設置の概要	2
資料 2	要望書（福島県、福島市、福島県農業会議、JA 福島中央会）	3
資料 3－1	食農科学研究科食農科学専攻、各コースの 3 ポリシー	8
資料 3－2	食農科学研究科食農科学専攻カリキュラム・ポリシー	10
資料 4	カリキュラムマップ（10 月入学を含む）	12
資料 5	4 コースの標準的な履修モデル（10 月入学を含む）	13
資料 6	アグロエコロジープログラム（10 月入学を含む）履修モデル	17
資料 7	福島大学研究倫理規程	18
資料 8	食農科学研究科修了までのスケジュール	22
資料 9	大学院生室見取図	23
資料 10	内部質保証に関する規程（食農学類内部質保証実施要項）	24

【資料1】食農科学研究科食農科学専攻の概要



福島大学長 三浦浩喜 様

福島大学における農学系大学院の早期設置に関する要望書

近年、我が国では、少子高齢化が急速に進行し、人口減少時代を迎えており、中山間地域における過疎化も大きな問題となっております。さらには、持続可能な社会を実現する観点から、地球温暖化や生物多様性等の課題解決に向けた取組も求められております。

これらの全国的な状況に加え、本県においては、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故による農林水産業の担い手不足や風評など、他県より一層厳しい状況にあります。これらの課題解決には、高度な専門性と広い視野を有し実践的能力を備えた人材の育成と県内への定着が重要であると考えております。

このため、新たな総合計画における政策の柱として「もうかる農林水産業の実現」、「過疎・中山間地域の持続的な発展」、「環境と調和・共生する県づくり」等を掲げ、地域資源をいかした農林水産業の振興や担い手の育成、環境にやさしい循環型社会づくり等に向けた施策を総合的に推進することとしております。

このような中、福島大学が地域とともに歩む大学として、人材育成や地域課題解決の実践に取り組む「知の拠点」として発展されることは、県勢の伸展にとって重要な鍵になると認識しております。

今般構想されている食農科学研究科(仮称)(以下「食農科学研究科」という。)では、データ駆動型農業等の研究やリカレント教育を実施されるなど、本県特有の様々な課題解決に必要な先端技術の実装や高度専門人材の県内定着などに大きく寄与するものと考えられます。また、今後、福島国際研究教育機構において進められる最先端技術の研究成果と、食農科学研究科における地域に根ざした高度な研究成果があいまって、本県農林水産業の更なる発展にもつながると期待されます。

つきましては、できる限り早期に福島大学に食農科学研究科を設置し、本県における、高度技術研究・人材育成機関としての役割をより一層推進されますよう、ここに強く要望するものであります。

令和4年3月14日

福島県知事 内堀雅雄



3 政 第 4 6 3 号
令和4年 3月 8日

国立大学法人 福島大学長
三浦 浩喜 様

福島市長 木 幡 浩



福島大学における食農学類系大学院の設置に関する要望書

日頃より、本市はもとより本県における高等教育機関の中心的施設として、地域の産業振興、将来を担う人材の育成に多大な貢献をいただいていることに、心より感謝申し上げます。

東日本大震災・福島第一原子力発電所事故から11年が経過しましたが、着実に復興を進める一方、とりわけ農業分野においては、今もお風評被害は根強く、現在も復興は道半ばの状況にあり、農業従事者の高齢化、後継者不足や、近年の気候変動への対策等、様々な課題を抱えております。

本市では、令和3年6月に「福島市農業・農村振興計画」を策定し、5年後の目指す姿として、「魅力と活力にあふれ、次世代に向け持続成長する農業」を掲げ、各種事業を推進しているところであります。このような中、貴大学では、平成31年4月から食農学類を設置し、本市の基幹産業である農業の研究拠点として、実践型の教育を重視したカリキュラムを実施し、その役割の強化に努めていただいております。本市の計画を推進する上でも、農業関係機関や貴大学との連携は不可欠であり、本市としても、食農学類設置の際には大きな期待を寄せ、多くの支援をさせていただきました。

さらに、今般、貴大学が食と農に関わる幅広い職業分野で活躍できる高度専門職業人の養成を目的に大学院に食農科学研究科を設置し、さらなる人材育成の強化を図ることにつきましては、本市が抱える課題の解決や地域産業の発展に寄与する人材の輩出へとつながり、今後ますます本市の食と農に関する産業が発展するものと、大きな期待を寄せております。

東日本大震災・福島第一原子力発電所事故等の福島特有の課題に加え、気候変動対策や、時代に即した持続可能な地域社会の実現等、様々な課題の解決に向けては、行政だけではなく市民や企業、大学等の教育機関が共に知恵を出し合い、取り組んで行く必要があると考えております。貴大学におかれましては、大学院における食農科学研究科の新設により、高度専門職業人を養成し、人材を輩出していただくとともに、知の拠点として研究を進め、本市の新たな復興創生の実現に向けご助力賜りますようお願いを申し上げます。

福島大学大学院の充実強化に関する要望書

本県の農業・農村を巡る環境は、東日本大震災・原子力発電所事故や度重なる自然災害等から未だ復旧・復興していないうえ、担い手の減少や高齢化とこれらに伴う遊休農地の増大、産地間競争の激化や野生鳥獣害等多くの課題が山積しており、担い手の育成・確保と農業の生産構造並びに体質の強化等が必要となっております。

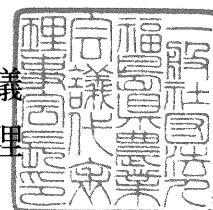
一方で、政府は2050年カーボンニュートラル宣言を行い、グリーン社会の実現を目指して政策の大転換に乗り出しており、農林水産省においても、「みどりの食料システム戦略」を策定し、環境負荷軽減の革新的な技術・生産体系を順次開発、新たな「食料・農業・農村基本計画」との整合性を図りながら、「政策手法のグリーン化」を推進していくこととしています。

このような中、貴学が構想されている「福島大学食農科学研究科修士課程（案）」は、持続可能で健康的な食を人々に供給するために農林水産業と食料・食品関連産業の発展に貢献する科学技術や社会システムの基盤研究と応用理論の構築を行うとともに、食農科学各分野の専門性を持ち、同時に学際性志向をもって地域の課題を抽出して解決する力を持つ高度な専門職業人・研究者の養成を目指すといった誠に時宜を得たものであり、大きな期待を寄せるものであります。

つきましては、今回の新たな大学院修士課程の設置構想を早期に実現し、これまで以上に本県農業・農村の発展に尽力されますよう強く要望いたします。

令和4年2月24日

一般社団法人福島県農業会議
代表理事会長 鈴木 理



福島大学

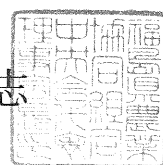
学長 三浦浩喜 様

福島大学大学院 食農科学研究科（仮称）
設置に関する要望

令和4年3月8日

J A福島中央会

代表理事会長 菅野 孝志



福島大学大学院 食農科学研究科（仮称）設置に関する要望

福島大学におかれては、県内唯一の国立学校法人として、幅広い分野において地域を支える優秀な人材を数多く輩出され、地域の産業振興、将来を担う人材の育成機能を果たしております。

また、2019年4月には、県内農業関係者の長年の悲願であった農学系学部の食農学類が創設され、「食」と「農」をつなぐ学問を福島から発信し、地域貢献ナンバーワンを目指す教育方針を掲げて、大学での座学と並行し多くの学生が県内の現場に通いながら、「食」と「農」に関する課題解決を実践する「食農実践演習」に取り組んでおられ、この成果は着実に進展していると認識しております。

このたび、貴学の大学院設置「食農科学研究科（修士課程）」構想は、食と農の「知のプロフェッショナル」として、高度な専門的知識を学修し、科学的理論に基づく問題解決を体系的に学ぶことは、必ずや将来の本県の農林水産業と食産業の発展に役立つものと確信しております。

震災から11年が経過しようとする中、被災地の営農再開は進展している一方、今なお、風評被害による農畜産物の価格低迷が続いているほか、農業の担い手不足・高齢化など農業生産基盤の弱体化が大きな課題となっております。

また、長引くコロナ禍での影響により消費行動の変容や、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」への対応など、新たな課題も発生しており、これらを解決するための多角的に対応できる人材育成・確保が重要かつ喫緊の課題であります。

貴学におかれましては、早期に大学院構想を実現し、本県における人材育成機関としての役割をより一層推進していただきますよう、強く要望いたします。

J A 福島中央会
代表理事会長 菅野 孝志

【資料3-1】食農科学研究科食農科学専攻、各コースの3ポリシー

食農科学専攻の3ポリシー

教育目標(養成する人材)	農林水産業と食料・食品関連産業の発展に貢献する科学技術や社会システムについて基盤研究と応用理論の構築を行うとともに、食農科学各分野の専門性を持ち、同時に学際性志向も兼ね備え、地域の課題を抽出して解決する力と国際的な地域課題にも対応できる力を持つ高度専門職業人・研究者を養成する。
--------------	---



DP	DP1 【高度専門性】	DP2 【学際性・俯瞰性 ・課題発見力・表現力】	DP3 【実践性・国際性】	DP4 【論理的思考力 ・創造性】
	農林業生産と食品生産に関わる専門的知識と技能により世界的な食と農の問題を高度に理解している。	食と農に関わる自然科学、人文・社会科学分野を学際的に理解し、分野の壁を越えて課題解決の方向性を示す。	健康や地球環境問題までを含む地域社会からグローバルに及ぶスケールの異なる事象を食と農の観点から統一的に捉えることができる。	多様なデータを基に複雑な食と農の問題を客観的に分析し、持続可能な課題解決の導出を論理的、独創的に行う。



カリ キュ ラム	大学院基盤科目(2単位)		◎	○		
	専攻基盤科目(2単位)	○	○	○	◎	
	専 門	共通専門科目(4~8単位)	○	◎	◎	○
	科	コース科目(4~8単位)	◎	○	○	◎
	目	特別演習(6単位)	◎	○	○	◎
		特別研究(8単位)	◎	○	○	◎

CP	<p>本専攻ではディプロマ・ポリシーの達成のため、資料3-2のとおりカリキュラム・ポリシー（CP）を定め、CPに基づき教育課程を編成・実施する。</p> <p>（教育課程の編成）</p> <p>本専攻では、専門分野に対応して4つのコース（食品科学コース、農業生産科学コース、生産環境科学コース、農業経営科学コース）によって構成され、食品科学、農業生産科学、生産環境科学、農業経営科学に関する高度な専門的知識を学修し、科学的理論とデータに基づく問題解決について体系的に学ぶことにより、自然科学及び人文・社会科学的手法を用いて食と農に関わる問題群を解決するための知識を修得する。</p>
----	---



AP	農林水産物の生産環境、栽培・収穫、加工、販売まで、すなわち「農場から食卓まで」を一連のプロセスとして捉える俯瞰力を持ち、最先端の高度な知識を絶えず更新し(情報力)、持続可能性の視点から安心安全な農林業生産と食品生産を牽引し、社会課題の解決に貢献する人材を養成する。食品科学、農業生産、森林環境、農村環境、農業経済・経営、フードシステムに関する専門知識や技術を実践的に深め、学際的理解力、コミュニケーション能力、グローバルな知見とその応用力、冷静な分析力を身に付けたいと考えている学生を受け入れる。
----	--

食農科学専攻 4 コースの 3 ポリシー

		DP				CP	AP
	DP1 【高度専門性】	DP2 【学際性・俯瞰性 ・課題発見力・表現力】	DP3 【実践性・国際性】	DP4 【論理的思考力 ・創造性】	CP	AP	
食農科学 コース	食品素材学、食品機能学、食品分析学、オミクス解析学、微生物機能学、遺伝子機能解析学の知識と理論に基づき、食品科学の基礎・開発研究を遂行できる。	食品科学を農場から食卓、ヒトの健康までのつながりの中に位置づけ、広く自然科学的な知識・知見や技能を利用することで、総合的かつ学際的に思考し、専門的な情報をわかりやすく発信できる。	グローバルな視野により食品科学分野で修得した知識・理論・技術を実践的に活用し、食品科学分野の課題を解決できる。	食品科学分野の複雑で多様なデータを高度に分析し、福島及び国内外の社会の課題解決策の導出を論理的、独創的に行うことができる。	食品科学を農場から食卓までのフードチェーンの繋がりの中に位置づけ、食材の生物学的、物理化学的な加工・保藏技術の知識や理論に加えて、食と健康及び安全性、嗜好性などの生理学的、医学的な知識と理論を修得する。さらに先端機器分析とデータ科学による定量的化学・生物学の基礎と応用を学び、食材、加工・保藏、生体が関わる複雑系における科学的根拠となる技術と理論を体系的に学修する。	食品科学に関する専門知識や技術に興味を持ち、その研究を推進する意欲のある人、食品科学に関する地域や国内外の課題を自ら見いだし、専門知識や技術により自ら解決しようとする意欲のある人、大学院で身に付けた高度な専門知識・知見や研究の経験を、福島県及び国内外の社会に活かす意欲のある人を求める。	
農業生産科学 コース	農業生産科学に基づき、食と農に関わる問題を高度に理解し、説明できる。	広く自然科学的な知識・知見や技能を利用し、総合的かつ学際的に思考できる。	グローバルな視野とコミュニケーション能力により情報を発信できる。	多様なデータを高度かつ論理的に分析し、持続可能な農業生産の視座を展開できる。	作物生産、食料生産、栽培資源利活用、栽培環境の諸問題を解決するための専門的で高度な知識や技術力、新規栽培品種の開発と既存品種の見直し、栽培技術の革新、病害虫の農業被害管理に関する専門的で高度な科学技術を学修する。また、研究を立案して推進する能力、データを解析し考察する能力、説得力のあるプレゼンテーション技術など、科学的・専門的で高度な専門知識と技術を学修する。	農業生産に関する専門知識や技術に興味を持ち、その研究を推進する意欲のある人、農業生産に関する地域や国内外の課題を自ら見いだし、専門知識や技術により自ら解決しようとする意欲のある人、大学院で身に付けた高度な専門知識・知見や研究の経験を、福島県及び国内外の社会に活かす意欲のある人を求める。	
生産環境科学 コース	森林科学、農業工学に基づき、農林水産業に關係する環境問題、地域・社会の問題を高度に理解し、説明できる。	人文・社会科学分野の知見も踏まえ、学際的な理解力とコミュニケーション能力により分野の壁を越えて課題解決の方向性を示すことができる。	地球環境問題の解決のためにグローバルからローカルまでスケールの異なる事象を統一的に捉えることができる。	調査により収集したデータやビッグデータを森林科学、農業工学の高度な分析手法により可視化し、持続可能な農林業と地域社会の発展を先導できる。	食と農が依って立つ森林環境と農村環境を維持するため、環境調和型農林業生産、里山管理、野生鳥獣害防除、森林・農地の物質循環、農業インフラ管理、ビッグデータ・ICT・人工知能（AI）の農業への活用など、生態系の動態解明から農山村環境の管理システムまでを網羅した専門的で高度な理論及び科学技術を学修する。データサイエンスを基盤とした研究活動を行い、科学技術を社会実装するための手法を学修する。	森林環境と農村環境に関する専門知識や技術に興味を持ち、その研究を推進する意欲のある人、圃場レベルから地球レベルといった多様な空間、及び地域社会の環境問題における国内外の課題を自ら見いだし、専門知識や技術により自ら解決しようとする意欲のある人、大学院で身に付けた高度な専門知識・知見や研究の経験を、福島県及び国内外の社会に活かす意欲のある人を求める。	
農業経営科学 コース	人文・社会科学及びデータサイエンスに基づき、農林水産業や食品産業、フードシステム、及び地域・農村社会の問題を高度に理解し、説明できる。	自然科学分野との学際性を深め、現場の課題解決に総合的にアプローチすることができ。	グローバルな視野とコミュニケーション能力により「現場知」を国内外に発信できる。	農業経済・経営学の分析手法を駆使し、持続的な農林水産業と地域社会の形成に貢献できる。	農業経営やフードシステム、地域・農村社会に関する高度な専門知識を修得することにより、食と農に関わる問題群を解決するための知識と人文・社会科学の応用技能を修得する。また、データサイエンスとフィールドワークの方法論、及び対話・議論の場を重視し、現場課題に立脚した研究活動を推進し、これからの農林水産業や食品産業、地域・農村社会を担える人材の養成を目指す。	農業経済・経営、フードシステム、地域・農村社会に関する専門知識や技能に興味を持ち、その研究を推進する意欲のある人、現場に立脚して主体的に課題を解決しようとする意欲のある人、大学院で身に付けた高度な専門知識・知見や研究の経験を、福島県及び国内外の社会に活かす意欲のある人を求める。	

【資料3－2】食農科学研究科食農科学専攻カリキュラム・ポリシー

食農科学研究科食農科学専攻（修士課程）カリキュラム・ポリシー

本専攻ではディプロマ・ポリシーの達成のため、以下の方針に基づき教育課程を編成・実施する。

（教育課程の編成）

本専攻は、専門分野に対応して4つのコース（食品科学コース、農業生産科学コース、生産環境科学コース、農業経営科学コース）によって構成され、食品科学、農業生産科学、生産環境科学、農業経営科学に関する高度な専門的知識を学修し、科学的理論とデータに基づく問題解決について体系的に学ぶことにより、自然科学及び人文・社会科学的手法を用いて食と農に関わる問題群を解決するための知識を修得する。

学位授与の方針に掲げる知識・技術・能力の養成を目的に、教育課程として[大学院基盤科目]、[専攻基盤科目]、[専門科目]の区分にて科目を開設する。

[大学院基盤科目]

福島大学大学院の全ての学生（修士課程）が学ぶべき共通科目。

[専攻基盤科目]

食農科学専攻の全ての学生が学ぶべき基盤的な科目。

[専門科目：共通専門科目]

専門分野の知識や技術を深く、そして幅広く学ぶことを目的とした科目。

[専門科目：コース科目]

研究の柱となる各コースの科目。

[専門科目：特別演習及び特別研究（研究指導科目）]

特別演習「食農科学特別セミナー」を1年次前期から2年次前期までの演習形式の科目

特別研究「食農科学特別研究」を1年次前期から2年次後期までの実験・実習形式科目

（教育・学修方法）

学生が、ディプロマ・ポリシーに掲げた諸能力を獲得できるよう、講義、演習、実験・実習を体系的に実施する。対話や討論、研究成果の発表を通じたプレゼンテーション能力を涵養する機会等を実施することによって、本専攻が掲げる教育目標の達成を図る。

（学修成果の評価）

成績は、S、A、B、C、及びFの5段階をもって表し、S、A、B、及びCを合格、Fを不合格とする。各授業科目では、シラバスにレポートや最終試験等といった当該科目の「成績評価の方法」を明記し、

可能な限り複数の評価手段によって成績を判定する。

修士論文の審査においては、修士論文審査基準に基づき厳格な審査を行う。

標語	学修成果	評点
S	単位認定基準を満たし、かつ全ての項目で優秀な学修成果をあげた	90～100点
A	単位認定基準を満たし、かつ多くの項目で優秀な学修成果をあげた	80～89点
B	単位認定基準を満たし、かついくつかの項目で優秀な学修成果をあげた	70～79点
C	単位認定基準を満たす最低限の学修成果をあげた	60～69点
F	単位認定基準の学修成果をあげられなかった	～59点

【資料4】カリキュラムマップ (10月入学を含む)

区分	1年次				2年次				必要単位数
	前期		後期		前期		後期		
	1クォーター	2クォーター	3クォーター	4クォーター	1クォーター	2クォーター	3クォーター	4クォーター	
大学院基礎教育科目	1クォーター	2クォーター	3クォーター	4クォーター	1クォーター	2クォーター	3クォーター	4クォーター	2
専攻基礎科目	イノベーション・リテラシー(2)				データサイエンスと研究倫理(2)				
共通専門科目	先導生産環境科学(1)	先導農業生産科学(1)	復興期と農業・食料のイノベーション(2)		食糧科学ワークショップII(1)				4
	先導食品科学(1)	先導農業経営科学(1)	アグロエコロジー(2)						
食品科学コース科目	食品素材機能科学特論(2)								4
	食品分析科学特論(2)								
専門科目	微生物機能開発学(2)								4
	作物学(1)	応用昆虫学特論(1)	畜土栽培学(1)	野菜・花開花学特論(1)					
農業生産科学コース科目	遠伝育種科学(1)	土壌環境科学(1)	植物生理学特論(1)						4
	果樹園芸学特論(1)	畜産学(1)	植物疫学学特論(1)夏集中						
生産環境科学コース科目	先導森林管理学(2)(メディア)				農林環境生態学(2)				6
	先導農地管理学(2)				農業経営・政策分析論(2)				
農業経営科学コース科目	地城農業マネジメント論(2)				フードビジネス分析論(2)				8
特別演習	食糧科学特別セミナー(6)				食糧科学特別セミナー(6)				30
特別研究	食糧科学特別研究(8)				食糧科学特別研究(8)				
区分	10月		11月		12月		1月		必要単位数
大学院基礎教育科目	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	2
	3クォーター	4クォーター	1クォーター	2クォーター	3クォーター	4クォーター	1クォーター	2クォーター	
専攻基礎科目					イノベーション・リテラシー(2)				2
共通専門科目					データサイエンスと研究倫理(2)				
	復興期と農業・食料のイノベーション(2)				食糧科学ワークショップI(1)				4
アグロエコロジー(2)				先導生産環境科学(1)					
				先導食品科学(1)					
				食糧地城実証研究(1)集中					
食品科学コース科目					食品素材機能科学特論(2)				4
					食品分析科学特論(2)				
専門科目					微生物機能開発学(2)				4
					作物学(1)				
				遠伝育種科学(1)					
				果樹園芸学特論(1)					
				畜産学(1)					
				植物疫学学特論(1)夏集中					
				先導森林管理学(2)(メディア)					
				先導農地管理学(2)					
				地城農業マネジメント論(2)					
				フードビジネス分析論(2)					
特別演習					食糧科学特別セミナー(6)				6
特別研究					食糧科学特別研究(8)				8
					食糧科学特別研究(8)				30

【資料5】 4コースの標準的な履修モデル (10月入学を含む)

4月入学
食品科学コース

区分	1年次						2年次				単位数	
	前期		後期		前期		後期		塗りつぶしは必修科目			
研究科基礎教育科目	1クォーター	2クォーター	3クォーター	4クォーター	1クォーター	2クォーター	3クォーター	4クォーター				
専攻基礎科目	イノベーション・リテラシー(2)	データサイエンスと研究倫理(2)	先端食品科学(1)	復興知と農業・食料のイノベーション(2)								
共通専門科目	食農科学ワークショップI(1)	食農科学ワークショップII(1)										
自コース専門科目	食品素材機能学特論(2)	食品分析学特論(2)	微生物機能開発学(2)									26
他コース専門科目												0
特別演習	食農科学特別セミナー(6)											6
特別研究	食農科学特別研究(8)											8
単位数	17		6		5		2				30	

必修	9	4	5	2	20
選択	8	2	0	0	10
必修	13		7		20
選択	10		0		10
計	23	7	7		30

10月入学

食品科学コース

区分	1年次						2年次				単位数	
	後期		前期		前期		後期		塗りつぶしは必修科目			
研究科基礎教育科目	3クォーター	4クォーター	1クォーター	2クォーター	3クォーター	4クォーター	1クォーター	2クォーター				
専攻基礎科目			イノベーション・リテラシー(2)	データサイエンスと研究倫理(2)	先端食品科学(1)	復興知と農業・食料のイノベーション(2)	先端食品科学(1)	食農科学ワークショップI(1)				
共通専門科目												
自コース専門科目												26
他コース専門科目												0
特別演習												6
特別研究												8
単位数	7		16		5		2				30	

必修	5	8	8	5	20
選択	2	2	0	0	10
必修	13		7		20
選択	10		0		10
計	23	7	7		30

4月入学
農業生産科学コース

区分	年	1年次			2年次			単位数
		前期	後期	前期	後期			
研究科基礎教育科目 専攻基礎科目	1クオター	1クオター	3クオター	1クオター	3クオター	4クオター	2	
	2クオター	2クオター	4クオター	2クオター	4クオター	2		
共通専門科目	イノベーション・リテラシー(2)						2	
	データサイエンスと研究倫理(2)						2	
自コース専門科目	先端生産環境 科学(1)	先端農業生産 科学(1)	復興知と農業・食料のイノベーション(2)				6	
	食農科学ワークショップ(1)	食農科学ワークショップ(1)		食農科学ワークショップII(1)			6	
他コース専門科目	応用昆虫学特論(1)	作物学(1)	野菜・花卉園芸学特論(1)				6	
	遺伝育種科学(1)	遺伝育種科学(1)					0	
特別演習 特別研究							6	
							8	
単位数		14	9	5	3	3	30	
必修		9	4	5	2		20	
選択		5	5	0	0		10	
必修		13		7			20	
選択		10		0			10	
計		23		7			30	

10月入学

農業生産科学コース

区分	年	1年次			2年次			単位数
		後期	前期	後期	前期	後期		
研究科基礎教育科目 専攻基礎科目	3クオター	4クオター	1クオター	3クオター	4クオター	1クオター	2クオター	
	4クオター	2クオター	2クオター					
共通専門科目	イノベーション・リテラシー(2)						2	
	データサイエンスと研究倫理(2)						2	
自コース専門科目	復興知と農業・食料のイノベーション(2)	先端生産環境 科学(1)	先端農業生産 科学(1)				6	
	食農科学ワークショップ(1)	食農科学ワークショップ(1)		食農科学ワークショップII(1)			6	
他コース専門科目	野菜・花卉園芸学特論(1)	作物学(1)	応用昆虫学特論(1)				0	
	遺伝育種科学(1)	遺伝育種科学(1)					6	
特別演習 特別研究							6	
							8	
単位数		10	13	5	2	3	30	
必修		5	8	5	2		20	
選択		5	5	0	0		10	
必修		13		7			20	
選択		10		0			10	
計		23		7			30	

4月入学
生産環境科学コース

	1年次			2年次			単位数
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
研究科基礎教育科目	1クォーター イノベーション・リテラシー(2)	3クォーター 4クォーター	1クォーター 2クォーター	3クォーター 4クォーター	1クォーター 2クォーター	3クォーター 4クォーター	2 2
専攻基礎科目	データサイエンスと研究倫理(2)	先端生産環境学(1)	先端農業生産学(1)	復興知と農業・食料のイノベーション(2)	食農科学ワークショップII(1)		2
共通専門科目		食農科学ワークショップI(1)					6
自コース専門科目	先端森林管理学(2)	農林環境生態学(2)					6
他コース専門科目	先端農地管理学(2)						0
特別演習							6
特別研究							8
単位数	15	8	5	5	2	2	30

塗りつぶしは必修科目

必修	9	4	5	5	2	20
選択	6	4	0	0	0	10
必修	13		7			20
選択	10		0			10
計	23		7			30

10月入学

生産環境科学コース

区分	1年次			2年次			単位数
	後期	前期	後期	後期	前期	後期	
研究科基礎教育科目	3クォーター	1クォーター イノベーション・リテラシー(2)	2クォーター データサイエンスと研究倫理(2)	3クォーター	1クォーター 2クォーター	4クォーター	2 2
専攻基礎科目	復興知と農業・食料のイノベーション(2)	先端生産環境学(1)	先端農業生産学(1)	食農科学ワークショップII(1)			6
共通専門科目	農林環境生態学(2)	先端森林管理学(2)	先端農地管理学(2)				6
自コース専門科目							0
他コース専門科目							0
特別演習							6
特別研究							8
他専攻科目							0
自由選択科目	9	14	5	2	2	30	0
単位数							

塗りつぶしは必修科目

必修	5	8	5	2	20
選択	4	6	0	0	10
必修	13		7		20
選択	10		0		10
計	23		7		30

4月入学
農業経営科学コース

区分	年次		1 年次				2 年次				単位数
			前期		後期		前期		後期		
研究科基礎教育科目	1クオーター	2クオーター	3クオーター	4クオーター	1クオーター	2クオーター	3クオーター	4クオーター			
専攻基礎科目	イノベーション・リテラシー(2)										2
	データサイエンスと研究倫理(2)										2
共通専門科目	先端食品科学 科学(1)		復興知と農業・食料のイノベーション(2)				食農科学ワー クシヨップII (1)				6
	食農科学ワー クシヨップI (1)										26
専門 科目	地域農業マネジメント論(2)		農業経済・政策分析論(2)								6
	フードビジネス分析論(2)										0
他コース専門科目											6
特別演習			食農科学特別セミナー(6)								8
特別研究			食農科学特別研究(8)								8
単位数	15		8		5		2		30		

塗りつぶしは必修科目

必修	9	4	5	2	20
選択	6	4	0	0	10
必修	13		7		20
選択	10		0		10
計	23		7		30

10月入学

農業経営科学コース

区分	年次		1 年次				2 年次				単位数
			後期		前期		後期		前期		
研究科基礎教育科目	3クオーター	4クオーター	1クオーター	2クオーター	3クオーター	4クオーター	1クオーター	2クオーター			
専攻基礎科目	復興知と農業・食料のイノベーション(2)		先端食品科学 科学(1)		データサイエンスと研究倫理(2)		イノベーション・リテラシー(2)				2
	食農科学ワー クシヨップI (1)				先端食品科学 科学(1)		食農科学ワー クシヨップII (1)				2
共通専門科目	農業経済・政策分析論(2)		地域農業マネジメント論(2)		フードビジネス分析論(2)						6
	食農科学特別セミナー(6)		食農科学特別研究(8)								26
専門 科目											6
											0
他コース専門科目											0
特別演習											0
特別研究											8
他専攻科目											0
自由選択科目											0
単位数	9		14		5		2		30		

塗りつぶしは必修科目

必修	5	8	5	2	20
選択	4	6	0	0	10
必修	13		7		20
選択	10		0		10
計	23		7		30

【資料6】アグロエコロジープログラムの履修モデル (10月入学を含む)

4月入学
生産環境科学コース アグロエコロジー
コース別履修モデル(コアカリキュラム)

区分	1 年次						2 年次				単位数		
	前期		後期		前期		後期		前期			後期	
研究科基礎教育科目	1クォーター	2クォーター	3クォーター	4クォーター	1クォーター	2クォーター	3クォーター	4クォーター	1クォーター	2クォーター	3クォーター	4クォーター	2
専攻基礎科目	データサイエンスと研究倫理(2)		先端生産環境科学(1)		先端農業生産科学(1)		食農科学ワークショップI(1)		食農科学ワークショップII(1)				2
専門科目	先端森林管理学(2)		先端農業生産科学(1)		アグロエコロジー(2)		農林環境生態学(2)		食農科学ワークショップII(1)				6
他コース専門科目	先端森林管理学(2)		植物病理学特論(2)		農林環境生態学(2)		野菜・花卉園芸学特論(1)						4
特別演習			食農科学特別セミナー(6)										4
特別研究			食農科学特別研究(8)										6
単位数	15		10		5		2		8		32		
必修	9		6		5		2		22				
選択	6		4		0		0		10				
必修	15		10		7		22						
選択	10		0		0		10						
計	25		7		7		32						

10月入学
生産環境科学コース アグロエコロジー

区分	1 年次				2 年次				単位数
	後期		前期		後期		前期		
研究科基礎教育科目	3クォーター	4クォーター	1クォーター	2クォーター	3クォーター	4クォーター	1クォーター	2クォーター	2
専攻基礎科目	アグロエコロジー(2)		先端生産環境科学(1)		先端農業生産科学(1)		食農科学ワークショップII(1)		6
専門科目	農林環境生態学(2)		先端森林管理学(2)		地域農業マネジメント論(2)				4
他コース専門科目	植物病理学特論(1)		野菜・花卉園芸学特論(1)		食農科学ワークショップII(1)				4
特別演習			食農科学特別セミナー(6)						6
特別研究			食農科学特別研究(8)						8
単位数	11		14		5		2		32
必修	7		8		5		2		22
選択	4		6		0		0		10
必修	15		10		7		22		
選択	10		0		10		0		10
計	25		7		7		32		

【資料 7】 福島大学研究倫理規程

○福島大学研究倫理規程

改正	平成18年1月17日
	平成19年3月30日
	平成20年3月18日
	平成20年10月16日
	平成21年5月19日
	平成22年4月20日
	平成24年3月13日
	平成25年9月3日
	平成26年3月31日
	平成26年9月16日
	平成27年3月27日
	平成27年4月14日
	平成27年10月2日
	平成28年3月30日
	平成31年3月19日
	令和3年9月30日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、福島大学における、ヒトを対象とする実験及び調査研究等に関する指針（平成18年1月17日制定）に基づき、福島大学（以下「本学」という。）においてヒトを対象とする実験及び調査研究等についての審査を通正かつ円滑に実施することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「部局」とは、福島大学学則第2条第2項、第4項及び第5項に規定する各学類、第3条の2に規定する各機構、第4条の2に規定する各センター、第4条の3に規定する研究所、第5条に規定する各附属学校園及び第6条に規定する事務局をいい、「部局長」とは、それぞれの部局長の長をいう。

2 前項に定める「部局」には、外部資金の目的を遂行するために設置されたプロジェクト等を含むものとする。

第2章 研究倫理委員会

(設置)

第3条 国立大学法人福島大学研究推進機構規則（平成17年5月10日制定）第5条第2項の規定に基づき、福島大学研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議するものとする。

- 一 研究に関する実施計画等について審査すること。
- 二 研究倫理に係る規程等に関すること。

(組織)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 教員のうち学長が指名した者
- 二 医学・医療の専門家等、自然科学の有識者
- 三 倫理学・法学の専門家等、人文・社会科学の有識者
- 四 研究対象者の観点も含めて一般の立場から意見を述べることができる者
- 五 研究振興課長
- 六 その他学長が必要と認めたる者

2 前項第2号及び第3号の委員には、保健管理センター及び各学類選出の教員を含めるものとする。

3 第1項の委員には、本学に所属しない者を複数含めるものとする。

4 第1項の委員は、男女両性で構成するものとする。

5 委員長は、必要に応じて委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

6 第1項第2号から第4号に定める委員のうち本学に所属しない者については、あらかじめ委員会の承認により予備委員を置くことができる。また、当該委員が委員会に出席できない場合には、委員長は委員に代わる者として予備委員を出席させることができる。

(任期)

第6条 前条第1項第2号から第4号の委員の任期は、2年とする。ただし、次員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の任期の残余の期間とする。

(委員長等)

第7条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は第5条第1項第1号の委員をもって充て、副委員長は委員長が指名した者をもって充てる。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議の招集及び議長)

第8条 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

(定足数及び議決)

第9条 委員会は、次の各号に掲げるすべての事項を満たさなければ議事を開くことができない。

- 一 5名以上の委員が出席すること。
 - 二 第5条第1項第2号から4号までに規定する委員がそれぞれ1名以上出席すること。
 - 三 第5条第1項に規定する委員のうち本学の教職員でない者が複数名出席すること。
 - 四 男性及び女性の委員がそれぞれ1名以上出席すること。
- 2 委員会の議決は、出席者の3分の2以上をもって決す。ただし、第12条第1項に定める審査の判定は、出席者全員の合意を要する。

(事務)

第10条 委員会に関する事務は、研究振興課において処理する。

第3章 手続き

(申請)

第11条 審査を必要とする者（以下「申請者」という。）は、節局長を經由して研究倫理審査申請書を委員会に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、申請者が公衆衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため緊急に研究を実施する必要があると判断する場合は、次条の手続きを経ることなく、第16条に定める研究等実施許可申請書を学長に提出することができる。

(審査手続き等)

第12条 委員会は、前条第1項の申請があったときは、速やかに当該研究実施計画の倫理的適合性について審査し、判定を行うものとする。ただし、次条に定める場合においては、この限りでない。

2 審査の判定区分は、次に定めるとおりとする。

一 承認

二 条件付承認

三 変更の勧告

四 不承認

五 非該当

3 委員が当該研究に関係する者である場合は、当該研究に関する議事に加わることができ

ない。

(迅速審査)

第13条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する審査については、委員長及び委員会があらかじめ指名する委員による審査（以下「迅速審査」という。）を行うことができる。

- 一 多機関共同研究であって、既に当該研究の全体について他機関の審査を受け、その実施について適当である旨の意見を得ている場合の審査
 - 二 研究計画の軽微な変更に関する審査
- 2 迅速審査の判定区分は、前条第2項に定めるとおりとする。この場合において、当該判定をもって委員会の判定とする。

3 委員長は迅速審査を行った当該研究及び判定結果について、全ての委員に報告しなければならない。

4 前項の報告を受けた委員は、委員長に対し、理由を付した上で、当該研究について、改めて委員会における審査を求めることができる。

5 委員長は、前項の申出があった場合において、相当の理由があると認めるときは、前条により委員会において審査しなければならない。

(審査結果通知)

第14条 委員長は、第12条又は前条の審査終了後、審査結果通知書により、速やかに審査の結果を申請者に通知するものとする。

(再審査)

第15条 申請者は、前条による審査結果通知に異議があるときは、異議申立書により委員会に再審査を求めることができる。

2 委員会は、前項の異議申立書を受理したときは、速やかに再審査を行うものとする。

3 委員長は、審査終了後、再審査結果通知書により、速やかに再審査結果を申請者に通知するものとする。

(許可等)

第16条 申請者は、委員会の審査結果通知を受けた後、その結果及び委員会に提出した書類等を添付した研究等実施許可申請書により、学長に許可を求めるものとする。

2 学長は、前項の申請があったときは、委員会の意見を尊重しつつ、許可又は不許可、その他研究に関し必要な事項を決定し、研究等実施（許可・不許可）通知書により、申請者に通知するものとする。この場合において、学長は委員会が研究の実施について不適当である旨の意見を述べたときには、当該研究の実施を許可してはならない。

(許可等の特例)

第17条 学長は、第11条第2項の申請に対し、公衆衛生上の危機の発生又は拡大を防止するために緊急に研究を実施する必要があると判断するときは、申請者が委員会の意見を聴く前に許可及びその他研究に関し必要な事項を決定することができる。

2 申請者は、前項の許可を受けた後、遅滞なく委員会の意見を聴くものとし、委員会が研究の停止、中止又は変更の意見を述べたときは、当該研究を停止、中止又は変更するなど適切な対応をとらなければならない。

(実施計画の変更)

第18条 申請者は、承認された研究実施計画に変更等(中止する場合を含む。)が生じたときは、速やかに部局長を経由して実施計画変更書を委員会に提出するものとする。

2 委員会は、前項の実施計画変更書を受理したときは、速やかに当該研究実施計画の変更について、第12条を準用し審査を行うものとする。

(調査等)

第19条 委員会は、研究の進行中において、申請者に対し、研究の進捗状況等について報告を求め、又は調査することができる。この場合において、当該研究に改善すべき事項があるときは、委員長は、速やかに申請者に対し、必要な指導又は勧告を行う。

(報告及び検証等)

第20条 申請者は、実験等終了・中止報告書(ヒトを対象とする実験及び調査研究等)を学長及び委員会に提出するものとする。

2 委員会は、前項の報告に係る研究の倫理的適合性について検証を行い、当該研究に改善すべき事項があるときは、委員長は、速やかに学長に報告するものとする。

3 学長は、前項の報告を受けたときは、必要な措置を講じなければならない。

(申請書等の様式)

第21条 第11条第1項に規定する研究倫理審査申請書、第14条に規定する審査結果通知書、第15条第1項に規定する異議申立書、同条第3項に規定する再審査結果通知書、

第16条第1項に規定する研究等実施許可申請書、同条第2項に規定する研究等実施(許可・不許可)通知書、第18条第1項に規定する実施計画変更書及び第20条第1項に規定する実験等終了・中止報告書(ヒトを対象とする実験及び調査研究等)については、委員会の議を経て学長が定める。

第4章 モニタリング及び監査

(モニタリング及び監査)

第22条 申請者は、侵襲(軽微な侵襲を除く。)を伴う研究であって介入を行うものを実施する場合には、学長の許可を受けた研究倫理審査申請書に定めるところにより、モニタリング及び必要に応じて監査を実施しなければならない。

2 学長は、前項によるモニタリング及び監査の実施に協力するとともに当該実施に必要な措置を講じなければならない。

第5章 雑則

(雑則)

第23条 この規程に定めるもののほか、研究倫理に必要な事項は、委員会の議を経て学長が定める。

附 則

1 この規程は、平成18年1月17日から施行する。

2 この規程の施行後、最初に任命される委員の任期は、第6条の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年10月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年5月19日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年9月3日から施行し、平成25年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年9月30日から施行し、令和3年7月1日から適用する。

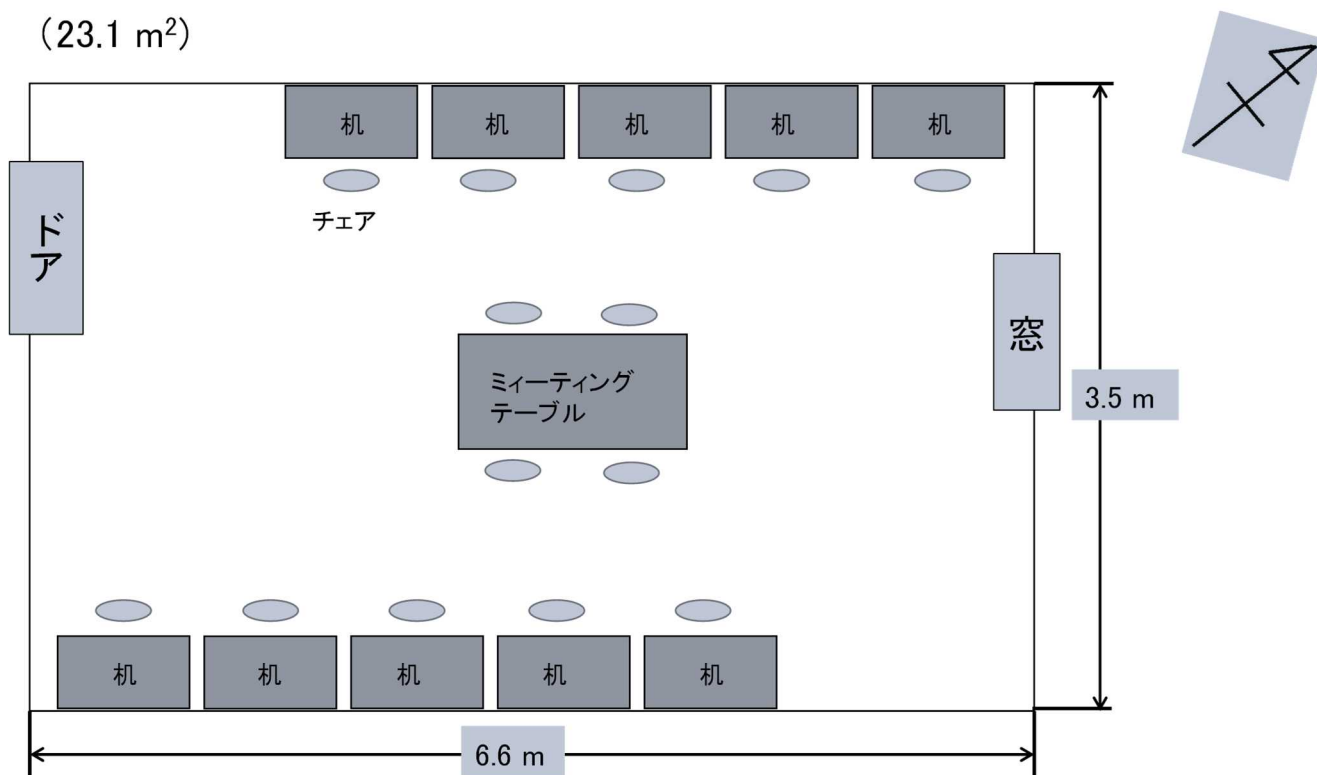
【資料8】食農科学研究科修了までのスケジュール

4月入学と10月入学の学生の修了までのスケジュールを以下に示す。

月		第1年次	第2年次
4月 入学	10月 入学		
4月	10月	入学式	授業開始
		授業開始	指導教員による研究指導
		主指導許員・副指導許員の決定	
		研究課題・履修科目届の提出	
		研究倫理教育プログラムの受講 (両入学とも4月)	
5月	11月	指導教員による研究指導	指導教員による研究指導
6月	12月	指導教員による研究指導	指導教員による研究指導
7月	1月	指導教員による研究指導	指導教員による研究指導
8月	2月	授業終了	授業終了
9月	3月		
10月	4月	授業開始	授業開始
		指導教員による研究指導	指導教員による研究指導
11月	5月	指導教員による研究指導	指導教員による研究指導
12月	6月	指導教員による研究指導	修士学位審査論文等審査委員の決定
1月	7月	指導教員による研究指導	修士論文の提出
2月	8月	授業終了	授業終了
			修士論文発表会における研究成果の公表
			修士学位論文等審査・最終試験報告書の提出
3月	9月		修了認定会議
			学位記授与式

【資料9】大学院生室見取図（2部屋）

(23.1 m²)



【資料10】内部質保証に関する規程

食農学類内部質保証実施要項

令和元年10月8日 制定

令和3年9月8日 改正

食農学類

本学類では、学類の教育目標を確実に達成するために、教育推進機構と連携しつつ、以下のような教育の内部質保証を推進する。

1. 本学類における内部質保証の目的

本学類の教育目標を達成するために、教育方法や教育内容、カリキュラムについて恒常的に改善を図り、より質の高い教育を学類生に提供する。そのために、教員同士の交流にもとづくFDを充実させ、学類生の実態に対応させた、より効果的な教育方法を創造する。

また、社会的な期待に応え役割を果たすために、全学のガイドラインに沿って教育情報を公開し、教育成果の客観化、発信に努める。

2. 学類における内部質保証の体制

本学類では、教育の内部質保証の充実を目的として、全教員を構成員とする学類FD推進会議を置く。また、年間を通して学類FD委員会を置き、学類全体のカリキュラム実施の年間レビューを教務委員会等と連携して実施し、学類独自のFDを推進する。なお、学類FD推進会議の統括責任者を学類長、実行責任者を学類FD委員長とする。学類FD委員は各コースの取りまとめ等を内部質保証の体制を整える。

3. 内部質保証の方法

本学類では、以下の方法を用いて教育の内部質保証を充実させる。

(1) 全学FD研究会を中心とした全学的な内部質保証体制との連携

- ① 全学方針に沿ったシラバスの作成及び点検
- ② シラバスに沿った授業の実践、及び適切な成績の評価
- ③ Lポートフォリオの自己評価等の記入指導とこれにもとづく個別面談
- ④ 学生による授業評価アンケートの実施とフィードバック
- ⑤ 全学FD研究会におけるプログラムレビューへの参加、コースカリキュラムの点検・改善、成績の相互参照及び確認等
- ⑥ 卒業時アンケート実施とデータの蓄積、カリキュラムへのフィードバック

(2) 学類独自のFDの取り組み

- ① 学類DPの達成状況の分析、カリキュラム・教育目標へのフィードバック
- ② 客観的な卒業研究評価
- ③ 学類の専門性に即した授業研究会や情報交換等
- ④ 教育推進機構への学類FDの年次報告
- ⑤ 教育情報を公開し、教育成果の客観化・発信等

4. 評価項目・評価基準

本学類では、別表に定める評価項目及び評価基準に即して教育課程と学修成果の点検・評価を行い、教育の内部質保証を充実させる。

5. 内部質保証の年間サイクル

全学方針に沿って、PDSA サイクルのスタートを10月とし、年次まとめを9月に行うものとする。

- 10月 全学 FD 研究会の準備（前期成績、授業評価アンケート、シラバス等）
全学 FD 研究会への参加（コースにおける教育改善、授業評価アンケート、シラバスへの反映、Lポートフォリオの状況、成績分布の確認等）、シラバスに沿った授業の実践（10月～1月）
プログラムレビューの提出（学類及び教育推進機構における確認、フィードバック）
- 11月 学類におけるプログラムレビューのまとめ、教育目標及びカリキュラムへのフィードバック
必要に応じてコースごとのプログラムレビュー
- 12月 シラバスの作成依頼
- 1月 各教員によるシラバス作成
- 2月 正規試験、成績処理、授業評価アンケート、卒業研究評価、卒業時アンケート、カリキュラムへのフィードバック、Lポートフォリオ等の記入指導、フィードバック、シラバスに基づく授業実施状況確認、教務委員会・FD委員会によるシラバス点検、成績分布の確認
- 3月 各教員によるシラバスの修正、学類 DP 達成状況の分析及び結果のフィードバック（カリキュラム及び教育目標）、教育情報等の公開（更新等）
- 4月 履修指導、Lポートフォリオ等の指導補助、新入生アンケート等の分析、新入生の実態把握
シラバスに沿った授業の実践（4月～7月）
- 5月 履修者の確定、Lポートフォリオにもとづく面談等の実施（学類による）
- 6月～7月 学類独自の授業研究会・事例研究会
- 8月 正規試験、成績処理、授業評価アンケート、卒業研究評価（9月卒者）、卒業時アンケート（9月卒者）、Lポートフォリオ等の記入指導、フィードバック、シラバスに基づく授業実施状況確認
- 9月 前年度10月から9月までの学類の質保証に関わる報告書（達成状況及び中長期課題、次期への重点課題）の作成、全学 FD 研究に向けた資料の準備、整理

6. 対応措置の責任主体

- (1) 全学 FD 研究会に係る事項：学類 FD 委員会（各コース委員4名（委員長1名含む）、学類教務委員会
- (2) シラバスチェック：学類教務委員会、学類 FD 委員会
- (3) 成績評価チェック：学類教務委員会、学類 FD 委員会
- (4) Lポートフォリオの指導：アドバイザー教員
- (5) 授業評価アンケート、卒業時アンケート：学類教務委員会
- (6) 学類カリキュラム、教育目標へのフィードバック：学類執行部、学類 FD 委員会
- (7) 学類独自の FD 学習会等：学類 FD 委員会
- (8) 学類年次報告書の作成：学類 FD 委員会

評価項目・評価基準		別表
評価項目	評価基準	実施頻度
1. 学位授与方針	学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定しているか	カリキュラム変更から4年(大学院は修士・専門職2年又は博士3年)以内に一度
2. 教育課程方針	教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示しているか	カリキュラム変更から4年(大学院は修士・専門職2年又は博士3年)以内に一度
	教育課程方針が学位授与方針と整合性を有しているか	カリキュラム変更から4年(大学院は修士・専門職2年又は博士3年)以内に一度
3. 教育課程の体系性	教育課程の編成が、体系性を有しているか	カリキュラム変更から4年(大学院は修士・専門職2年又は博士3年)以内に一度
	授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっているか	カリキュラム変更から4年(大学院は修士・専門職2年又は博士3年)以内に一度
	他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めているか	カリキュラム変更から4年(大学院は修士・専門職2年又は博士3年)以内に一度
	大学院課程(専門職学位課程を除く)においては、学位論文(特定の課題についての研究の成果を含む)の作成等に係る指導(以下「研究指導」という)に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしているか	大学院カリキュラム変更から2年(修士、専門職)又は3年(博士)以内に一度
4. 適切な授業形態、学習指導法	1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっているか	毎年度
	各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっているか	毎年度
	10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、同等以上の十分な教育効果をあげているか	毎年度
	適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されているか	毎年度
	教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当しているか	毎年度
	専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を適切に設けているか	毎年度(教職大学院)
	大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっているか	毎年度
	教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保しているか	毎年度
夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っているか	毎年度	
5. 適切な履修指導、学習支援	学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われているか	毎年度
	学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われているか	毎年度
	社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施しているか	毎年度
	障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えているか	毎年度
6. 公正な成績評価	成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定しているか	毎年度
	成績評価基準を学生に周知しているか	毎年度
	成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認しているか	毎年度
	成績に対する異議申立て制度を組織的に設けているか	毎年度
7. 公正な卒業(修了)判定	大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件(以下「卒業(修了)要件」という。)を組織的に策定しているか	毎年度
	大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準(以下「学位論文審査基準」という。)を組織として策定されているか	毎年度
	策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)を学生に周知しているか	毎年度
	卒業又は修了の認定を、卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)に則して組織的に実施しているか	毎年度
8. 適切な学習成果	標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあるか	毎年度
	就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学(進学)の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあるか	毎年度
	卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られているか	毎年度
	卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られているか	3年に一度(卒業・修了時アンケート調査時)
	就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られているか	3年に一度(就職先アンケート調査時)